

調書(決定)

事件の表示 平成 23 年(行ヒ)第 88 号

決定日 平成 23 年 9 月 30 日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 22 年(行コ)第 94 号(平成 22 年 11 月 24 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 23 年 9 月 30 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 東急バス株式会社

相手方 国

同補助参加人 全労協全国一般東京労働組合